

高等学校「総則」改訂のポイント

- ・ 小・中学校と同様，①教育基本法の理念を踏まえた改善，②知識・技能の習得と，思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視，③言語活動の充実等について見直し
- ・ 学校や生徒の実態等に応じ，義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る指導について，そのための学習機会を適宜設けるなど具体的な方策を例示

① 教育課程編成の一般方針

- 教育基本法，学校教育法等に従い，教育課程を編成し，教育基本法等に掲げる目標を達成するよう教育を行うことを明確化
- 知識・技能を活用して課題を解決するための思考力，判断力，表現力等の育成，言語活動の充実，学習習慣の確立等を規定
- 道德教育の目標として，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確化。また「自他の生命を尊重する精神」を養う適切な指導をすべきとの配慮事項を追加
- 体育・健康に関する指導は，生徒の発達の段階を考慮すべき旨を規定
- 食育の推進や安全に関する指導について規定

② 義務教育段階の学習内容の確実な定着

- 学校や生徒の実態等に応じ，必要な場合には，例えば次の工夫を行い，義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る旨規定
 - ア 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること
 - イ 必履修教科・科目の単位数を増加させ，十分な習得が図られるようにすること
 - ウ 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学校設定科目等を開設し，履修科目の履修の前に履修させること

③ 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について，その全体計画を作成する旨を規定
- 10分間程度の短時間に行われるドリル学習等も，一定の要件のもとで授業時数に算入できる旨規定
- 学習の遅れがちな生徒等について，義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫する旨を明示
- 障害のある生徒等について，特別支援学校等の助言・援助を活用し，指導についての計画の作成等により，障害の状態等に応じた指導の工夫を行う旨を規定
- 情報モラルの定着やコンピュータの実践的な活用など情報教育の充実を規定
- 生徒の責任感や連帯感等をはぐくむ部活動について，学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意する旨を規定